

多治見市消防職員服制及び被服貸与規則の一部改正について

パブリック コメント募集期間

令和5年4月19日（水）から 5月19日（金）まで

多治見市消防職員服制及び被服貸与規則に定めてある活動服の仕様を変更するため、同規則の一部を改正します。このことについて、皆様のご意見を募集します。

【経緯】

総務省消防庁から「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」の改定が発表され、新たに活動服への性能要求が示されました。

このことから、活動服の仕様について定めている「多治見市消防職員服制及び被服貸与規則」の一部改正を行います。

【主な変更点】

- ・別表1の文言（難燃性素材の使用を追記）及び図が変更となります。

【参考図面（案）】



【意見提出方法】

消防総務課宛に、書面、郵送、FAX または電子メールでお願いします。

送付先 多治見市消防本部 消防総務課

〒507-0828 多治見市三笠町 2 丁目 21 番地

Fax 0572(21)0022

Mail t-fire@city.tajimi.lg.jp

問合せ 消防総務課 坂本 電話 0572(22)9231（課直通）

